

宝教委職第1246号

令和3年(2021年)3月26日

宝塚市教職員組合

執行委員長 山田 栄治 様

宝塚市教育長 森 恵実子



労働条件および教育条件整備に関する申し入れについて（回答）

2021年2月10日付で申し入れのありました、標記のことについて、下記のとおり回答いたします。

記

1 国の感染症対策専門会議における「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」(2020.5)で示された「働き方の新しいスタイル」の実現に向けて労働条件の整備を進めること。

① 学校現場の実態を踏まえて制度化された「在宅勤務」や「妊娠中及び病休復帰者の労働軽減のための補助教員の配置」等の継続と適用時期・要件等の拡大に努め、周知徹底を図ること。

<回答>

在宅勤務については、休校期間の臨時の措置として、県教育委員会の通知に基づき実施しました。妊娠教員及び病休復帰者の負担軽減のための補助教員の配置については、現在も利用できます。

こうしたコロナ禍における勤務の特例措置は、県教育委員会の通知に基づき実施していることから、両制度の利用の継続や拡大等は県教育委員会に要望していきます。

② 公共交通機関を通勤手段としている教職員が感染防止のための時差出勤等が困難である実態を踏まえて、自家用車利用を勧めると同時に学校敷地内や近隣の駐車場の確保を行うこと。さらに負担軽減、利用促進のため学校敷地内駐車場代徴収については一時停止或いは廃止すること。

<回答>

通勤手段に公共交通機関を利用している教職員の感染予防策として、自家用車利用は適当であると認識しています。

また、学校の限られた敷地の中で可能な限り駐車場所を確保できるよう整備に努めていますが、すべての教職員のための駐車場の確保は困難です。

なお、駐車場代の徴収については、教育財産の目的外使用に当たるため、他の市公共施設の目的外使用と同様、原則として使用料は発生することから、一時停止或いは廃止することは困難です。

- ③ 緊急対応時に実施された長期休業期間の短縮等については、今年度のみの対応として、2021年度教育課程編成にあっては、文科省「平成30年度公立小・中学校等における教育課程の編成・実態状況調査及び平成31年度以降の教育課程の編成・実施について」(2019.3)に基づき、不測の事態に備えることのみを過剰に意識して標準授業時間数を大幅に上回って教育課程を編成することができないよう、教育課程編成の責任者である校長を指導すること。

＜回答＞

教育課程の編成については、新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症や風水害等による臨時休業等も見据え、今後も適切に編成することを指導していきます。

2 36協定及び文科省「指針」・県教委「働きがいのある学校づくりの推進について」を踏まえ、服務監督教育委員会として具体的な業務削減や長時間労働是正の方策を講じること。

- ① 36協定及び上限方針に定める時間外在校等時間が上限(月45時間、年間360時間)の範囲内となるよう、業務量の削減につながる具体的な方策を講じること。

＜回答＞

業務量の削減については、定時退勤日、ノーミーティングデー及び部活動休養日の完全実施や、会議・研修・学校行事等の精選、さらには開催方法の工夫による在校時間の削減、外部人材の積極的活用等について推進していきます。

また、スポーツ庁で進められている地域運動部活動推進事業の動向を注視し、教職員の働き方改革を進める中で検討していきます。

- ② 労働安全衛生法の安全配慮義務に基づき、管理職が勤務時間等を適正に把握し、その責任のもと、勤務時間内の「記録簿」の記入を徹底するよう指導すること。

＜回答＞

記録簿は、教職員の勤務時間を適切に把握するツールであることを管理職及び教職員本人が認識し、各個人が正確な記入を日々行うよう指導を徹底します。

- ③ 「働きがいのある学校づくりに関する指針」の「業務の持ち帰り」についての記載内容を徹底し、時間外勤務時間の把握と縮減に努めるよう管理職を指導すること。

<回答>

上限方針において、原則として業務は、自宅等に持ち帰らないこととしています。上限時間を遵守するために自宅等に持ち帰ることがないよう、教職員へ周知徹底するとともに管理職を指導します。

また、実態として持ち帰っている教職員への対応については、記録簿に記載するのかなどについて検討していきます。

- ④ 「休憩時間」の設定の変更ではなく、労基法で示されている自由利用を基本とした「休憩時間」の確保のための具体策を示すこと。

<回答>

学校現場においては、十分な休憩時間の確保が難しい状況であることは認識しています。昼の給食指導及び午後の校務についての役割分担を明確にし、順次、交代して休憩を取れる体制の確保や、会議時間の短縮に努めるなど、学校内で工夫し、休憩に充てられるよう、管理職を指導していきます。

- ⑤ 部活動については、教職員の勤務負担の軽減の観点や生徒のバランスの取れた健全な成長を確保の観点から「いきいき運動部」「文化部活動の在り方に関する方針」、文科省が示す「部活動改革」等を踏まえて、在り方の見直しを積極的に進めること。

<回答>

部活動の在り方について、まずは宝塚市立中学校部活動ガイドラインの徹底を図ります。このほか、昨年11月に生徒、保護者、教職員を対象として実施した部活動アンケートの結果を分析して白書を作成し、その白書をもとに、今後の部活動の在り方について教職員の働き方も踏まえて検討していきます。

- ⑥ 「休日のまとめ取り」のための「一年単位の変形労働時間制」の導入については、県教委が「教育職員の業務の量の適切な管理に関する措置等を定める規則」に基づき、諸条件の整備が必要なことを踏まえて対応すること。

<回答>

令和3年4月1日付で県の条例が改正される予定ですが、県教育委員会は、県立学校同様に、まずは上限規則・方針に基づき、業務量の適切な管理等に関するあらゆる取組を県下一斉に実施し、業務量を削減することが先決と考えています。市教育委員

会としても、超過勤務時間の実態や業務量の削減状況を見ながら、改めて本制度の適否について検討するべきと考えます。

- ⑦ 勤務時間適正化を強力に推進するため、市全体の取組の実施状況を把握し、「教職員の働き方改革検討委員会」等での議論・検証を踏まえて、共通する課題については、市教委が主導し、解決に向けて取り組むこと。

<回答>

働き方改革の課題については、教職員の働き方改革検討委員会での意見を参考にしながら、市教育委員会の施策として進めていきます。

- ⑧ 新学習指導要領全面実施の状況を検証し、必要な教育条件の整備や人員の確保、特に「教科担任制」推進に必要な教員の配置、「小学校英語専科教員」の全校配置等、教職員の配置の拡充に努めること。

<回答>

小学校英語専科教員や小学校高学年における専科教員の配置については、市教育委員会としましても積極的な配置を考えています。今後も県教育委員会とも連携し拡充に努めていきます。

3 宝塚市の全ての子ども達に行き届いた教育を保障するため、教育条件の整備・拡充と教育予算の更なる増額を行うこと。

- ① 児童・生徒及び教職員等が使用する全ての部屋に空調設備・換気システム等を整備し「学校の新しい生活様式」に適応した教育環境の整備、保健衛生用品の物的支援を継続すること。

<回答>

各学校における保健衛生用品の物的支援については、国等の交付金や補助金の動向を注視し、予算確保に努めます。

児童・生徒および教職員等が使用するすべての部屋に換気システムのついた空調設備を整備しています。

今後は、経年劣化により早急な更新が必要な空調設備の維持更新のため、予算確保に努めていきます。

- ② 外国籍の児童・生徒に対して、学習支援のためのボランティア等の人材バンクの拡充を図るとともに、児童・生徒及び保護者までを対象とした母語（母国語）による生

活支援や進路相談活動等の充実を図ること。

<回答>

県教育委員会の多文化共生サポーターを活用するとともに、平成16年(2004年)から、外国籍を含む日本語が不自由な子どもに対して、学校園生活を支援し、地域社会に速やかに適応させることを目的に「日本語の不自由な児童生徒サポーター派遣事業」を実施しています。

学校園と家庭との意思疎通を助けるための母語支援をするサポーターと日本語を第二言語として教えるためのサポーターの2種類のサポーターを派遣しています。

また、多文化共生サポーターの拡充についても、県教育委員会へ要望していきます。

③ 医療的行為が必要な児童・生徒、配慮を要する児童・生徒及び特別な支援を要する児童・生徒に対して、誰もが安心して利用できる各学校の実情にあわせた施設設備の改善と児童・生徒の実態に応じた「子ども支援サポーター」「介助員」「スクールソーシャルワーカー」等の人的配置の拡充や体制づくりを行うこと。

<回答>

スクールソーシャルワーカーについては、県の補助金等も活用しながら、児童生徒それぞれの実態に応じた支援ができるよう、今後人員や時間数の拡充を検討していきます。

子ども支援サポーターについては、募集案内を工夫するなど、より一層、個々の児童生徒に必要な支援の実現のため、人員や支援の拡充を目指してまいります。

医療的行為が必要な児童・生徒については看護師を派遣しており、介助員につきまして、肢体不自由児・特別な支援が必要な児童・生徒に対しては、学校の実情を把握し今後も予算の範囲内で配置していきます。特別支援学級学習支援員の配置も同様に必要に応じて行っていきます。

④ さまざまな教育課題に対応するための生徒指導担当加配、不登校担当加配、児童生徒支援加配、通級指導担当加配の維持・拡充を図ること。

<回答>

さまざまな教育課題に対応するための加配教員の役割は重要であると認識しています。今後も、加配教員の維持・拡充を図るとともに、適切な配置を県教育委員会へ要望していきます。

⑤ 「安全・安心でおいしい給食」を充実させるための環境整備・予算拡充を行うこと。

＜回答＞

米飯自校炊飯実施事業につきましては、令和2年度(2020年度)に長尾小学校の炊飯設備の整備を完了し、小・中・特別支援学校全校において炊飯設備の整備を完了しました。

次に、給食室の施設の充実につきましては、緊急度や各校の要望を聞きながら、計画的に実施しており、今後も必要な予算の確保に努めてまいります。

⑥ 「総合的な学習」等において、人権同和や平和、生命・性や健康、環境や福祉、食育、文化の創造など、人間として生き方や在り方を学ぶ活動を重視するため、地域学習等のための施設・設備、人的支援の充実を図ること。

＜回答＞

児童生徒が活動を通して学ぶ機会については市教育委員会としても大切であると考えています。今後も関係機関とも連携しながら充実を図っていきます。

⑦ 教職員旅費については、各段階で「旅費配分検討委員会」等を設置し、適切かつ民主的配分を行うこと。あわせて各学校の実態を把握し、実費負担分を確実に措置すること。

＜回答＞

教職員旅費は、県教育委員会が前年度実績等を踏まえて予算措置を行っております。市教育委員会としては、宝塚市に配分された旅費を、各学校の前年度実績・人員割・小学校に関しては特別支援学級数を踏まえて配分しています。

なお、学校内における予算については、校長が適正に配分するものです。

⑧ 旅費に含まれない「児童・生徒引率の旅費等で発生する入場料」等については、実費弁償の観点から県の扱いを踏まえて、手続きの簡素化や予算措置等を行うこと。

＜回答＞

現地で入場料を現金で支払う必要がある場合は、資金前渡にて学校が受け取る形になります。手続きとしては、事前に資金前渡の伝票を財務会計システムにて作成し、締め切り日までに教育企画課を通じて会計課に提出する必要があります。

また、資金前渡の払出日（校外学習実施日の前日の午前11：30まで）に各学校の分任出納員（校長及び教頭）又は現金取扱員が市役所会計課まで現金を受け取りにくる必要があります。

なお、事業実施後には精算伝票を作成し、精算を行う必要があります。入場料の予算措置については、今後適切な予算確保に努めていきます。

- ⑨ 時間外勤務手当については、勤務実態に見合う配当及び支給となるよう努めること。

＜回答＞

時間外勤務手当の各学校への配当額は、県教育委員会が定めています。

- ⑩ 「自然学校」の指導補助員・救急員の確保、事前事後の研修体制の確立を図ること。

＜回答＞

指導補助員・救急員については市のホームページや広報誌等に募集要項を掲載し、積極的に人材確保に努めています。また、県内の大学にも協力を依頼し、大学で当該学生を対象とした募集説明会も実施しています。

指導補助員・救急員の資質については課題も多いことから、登録時に面談を行い、さらなる資質向上に努めています。

- ⑪ 「トライやるウィーク」推進委員会を活性化し、各中学校区の推進委員会や学校への支援の充実を図ること。

＜回答＞

生徒が自身の将来により具体的なイメージが持てる活動の場となるために、「トライやる・ウィーク」推進協議会において各団体との協議を行い、生徒の活動場所や支援ボランティアの確保等、各中学校区推進委員会や学校への支援の充実に努めています。

- ⑫ 中学校における進路指導に係る業務の簡素化を図るとともに、進路指導が円滑に行えるよう「事務日」等での時間の確保をはじめ条件整備を図ること。

＜回答＞

進路指導にかかる業務の簡素化につきましては、郵送による出願の推奨や調査書の記載事項の簡略化等を県教育委員会に要望していく等、事務手続きの軽減を図っています。

- ⑬ 「GIGAスクール構想」については、ICTの活用により、いついかなる状況にあっても全ての子ども達の学びを保障できる環境を実現するために環境整備を行い、ハード面だけでなくデジタル教科書等のソフト面、また指導する教職員側の環境整備・拡充、

専門的に知識を有する人員の配置を図ること。

＜回答＞

G I G Aスクール構想の推進にあたっては、児童・生徒の個別最適化された学びを実現するために、I C T機器と学習に必要なソフトウェアの整備、あわせて機器の故障に対するSEを配置したサポート体制、教員研修の充実に向けた人的な面についても引き続き充実できるように努めてまいります。

4 「こころの通いあう学校運営について（通達）」（1991.5）を活かし、「チーム学校」の希望を発揮するためには職員会議等において教職員が十分な意見交換を行って共通理解を深め、意志疎通を図ってお互いの心のつながりと信頼関係をつくり上げることが重要であり、管理職が中心となって教育活動を支援する体制の充実と「希望と納得」の人事異動等によって学校組織を活性化し、教職員の信頼関係を構築する協力・協働の職場づくりを一層推進するとともに、教職員の健康管理（メンタルヘルス）対策、風通しの良い職場環境づくりを一層推進すること。

＜回答＞

人事異動は、宝塚市公立学校教職員人事異動方針、宝塚市公立学校教職員人事異動実施要領及び宝塚市公立学校教職員の人事異動希望の聴取に関する要領により適正に進めていますが、本人の希望や校長会の意見を参考とすることはもとより、宝塚市教職員組合からの意見があれば広く参考にするよう努め、「チーム学校」としての機能を発揮するための職員構成と市内全体を考えての配置換となるよう努めます。

5 「主幹教諭」については、県教委通知「管理運営に関する規則等の一部を改正する規則の制定について（主幹教諭関連）」、「主幹教諭の担当する校務の発令について」を踏まえて、学校の活性化とともに、心の通いあう学校運営につながるよう整理する校務の「グループリーダー」であり、校長・教頭のような学校全体の校務の責任者ではなく中間管理職としないことを管理職に周知徹底すること。

① 「主幹教諭マネジメント機能強化に係る会計年度任用職員」の配置について、配置年度当初より確実に配置できるよう条件整備等を図ること。

＜回答＞

主幹教諭マネジメント機能強化に係る会計年度任用職員の配置については、県教育委員会に対して年度当初から配置するよう要望していきます。

6 教職員の力量を高め、今日的課題のニーズにもとづく研修体制を確立し、研修の自由

と研修時間を保障すること。また、研究指定、指導主事の学校訪問については、学校現場に過度の負担とならないよう十分に協議し、合意の上で行うこと。

<回答>

教職員の資質向上に向けて、今日的な課題と学校現場のニーズに応じた研修体制を確立できるように努めてまいります。また、研修会の開催にあたっては、多忙な学校現場の実態に配慮しながら研修の機会が保障できるように努めています。研究指定、指導主事の学校訪問について、必要に応じて適正に行っていきます。

7 臨時の任用教職員の雇用条件等については、改正地公法・地方自治法の趣旨を踏まえ、臨時の任用・任期付採用の教職及び会計年度任用職員の待遇改善と雇用の安定を図ること。任用にあたっては、学校現場の実態や本人の希望等を尊重し、現任校での継続雇用も含め、雇用を保障すること。

① 勤務時間適正化の推進に加えて、終息が見通せない新型コロナウイルス感染症拡大対策に係る業務の負担軽減のために配置されたスクールサポート・スタッフの成果や課題等を踏まえて、配置の拡充・継続に努めること。

<回答>

新型コロナウイルス対策のスクール・サポート・スタッフ配置については、令和2年度のみの措置であったため、令和3年度においては措置がありません。引き続き、国及び県の補助金を活用できないかどうか検討していきます。

② 再任用に当たっては、希望者全員の再任用を可能とし、現場実態に即した配置となるよう努めること。また再任用者の生活水準を確保するための待遇の改善に努めること。

<回答>

再任用職員の待遇の改善については、県教育委員会に要望していきます。

8 児童生徒数の増減や学校統廃合などにより教育条件の低下を招かないよう施設設備の整備・人員配置等を確実に行うこと。特に、学校統廃合にあたっては、準備期間に業務負担が大きくなる実態を踏まえて統合前にも教職員等の人員の加配措置を行うこと。

<回答>

学校統合にあたっては、国等の交付金を最大限活用し、統合校において十分な教育活動ができるよう施設設備の整備に取り組みます。

教職員の配置については、国や県の配置基準に基づいて配置していますが、市教育

委員会では、市費で事務補助として両校に1名のスクールサポートスタッフを配置しております、来年度も継続する予定です。

学校統廃合に向けて、統合前である令和2年度(2020年度)から市独自にスクールカウンセラーを1名配置し、両校の児童等の心のケア体制を整えています。